

佐賀県告示第 63 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和元年 9 月 8 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和元年 9 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N - フェニル - N - [1 - (2 - フェニルエチル) ピペリジン - 4 - イル] シクロペンタンカルボキサミド（通称名：Cyclopentyl fentanyl）及びその塩類
- (2) 化学名 5 - ペンチル - 2 - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - ピリド [4 , 3 - b] インドール - 1 - オン（通称名：CUMYL-PEGACLONE、SGT-151）及びその塩類
- (3) 化学名 5 - (5 - フルオロペンチル) - 2 - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - ピリド [4 , 3 - b] インドール - 1 - オン（通称名：5F-CUMYL-PEGACLONE、5F-SGT-151）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。